

# 新たな架橋を含む広域幹線道路整備効果検討業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

新たな架橋を含む広域幹線道路整備効果検討業務委託

### (2) 業務目的

本業務は、渡良瀬川及び利根川への新たな架橋を含む広域幹線道路の整備促進のため、「構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン（平成25年7月 国土交通省道路局）」及び将来交通量推計結果に基づき、地域課題及び整備効果を定量的・定性的に整理するとともに、当該道路の必要性並びに期待される効果を示すことを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙の新たな架橋を含む広域幹線道路整備効果検討業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として特定された企業等の技術提案内容に応じて、仕様書を変更することがある。

### (4) 技術提案（評価テーマ）

本業務において、技術提案を求める内容は以下に示す事項とする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 仕様書 11 業務内容 「2-1 将来交通量推計の実施」における留意点及び現況再現の精度を向上させるための提案について</li><li>② 仕様書 11 業務内容 「2-3 整備効果の整理」における留意点及び新たな視点での地域・交通課題の抽出方法の提案について</li></ul> |
|--|

### (5) 履行期間

契約締結日から令和9年3月10日（水）までとする。

詳細なスケジュールについては、発注者と受託業者の協議の上、決定する。

### (6) 提案限度額等

- ① 提案限度額 26,191千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
- ② 最低制限価格 なし

## 2. プロポーザル方式により契約候補者を特定する理由

栃木県・群馬県・埼玉県の3県に跨る広域幹線道路の整備効果検討の実施にあたり、調査立案等、広範かつ高度な知識及び豊かな経験を要する業務であるため、受注者には技術力・構想力・応用力が要求されることから、事業者選定にあたっては、業務実績等による客観評価及び技術提案（企画力・技術力）に基づくプレゼンテーション等による技術提案評価によって事業者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

## 3. プロポーザル方式の運用に関する事項

プロポーザル方式の運用については、館林市プロポーザル方式実施要綱（令和5年1月13日 館林市告示第16号）を準拠する。

#### 4. 参加資格要件

応募する事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 渡良瀬川及び利根川架橋促進協議会を構成するすべての市町（以下、「協議会構成市町」という。）（栃木県佐野市、群馬県館林市、群馬県明和町、埼玉県羽生市）の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 公募の日から候補者を特定するまでの間において、協議会構成市町における指名停止措置要綱等に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (5) 協議会構成市町における暴力団排除条例等に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 2016 年（平成 28 年）4 月 1 日から告示日まで、国又は地方公共団体が発注する同種業務について元請けとして完了した実績を有すること。

【同種業務： 広域道路の整備効果分析又は交通量推計調査に係る業務】

（※広域道路の定義： 広域道路とは広域道路交通計画等に示されている高規格道路、一般広域道路等の「主要な都市間の連絡」、「重要な空港・港湾との連絡」、「都市の拠点連絡・環状連絡」のための道路をいう。）

- (7) 仕様書 5 主任技術者（管理技術者）並びに照査技術者の選任等のとおり技術者の配置ができること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

#### 5. 契約候補者を特定するまでの事務手順及びスケジュール

実施内容	実施時期(令和 8 年度)
プロポーザル手続き開始の公告	5 月 27 日(水)
実施要領等の交付	5 月 27 日(水)～6 月 9 日(火)
プロポーザル参加申込書の受付期間	5 月 27 日(水)～6 月 9 日(火)
質問の受付期間	5 月 27 日(水)～6 月 2 日(火)
質問に対する回答期限	6 月 5 日(金)
参加資格確認結果通知	6 月 19 日(金)～6 月 23 日(火)
プロポーザル参加意思確認書提出期限	7 月 6 日(月)
提案書提出期限	7 月 22 日(水)
審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング）	7 月下旬～8 月上旬(別途通知)
評価結果通知	8 月上旬
契約締結	8 月中旬～下旬

## 6. 契約候補者を特定するための評価方法及び評価基準

- (1) 方法 プロポーザル参加申込書、見積書、提案書及びプレゼンテーションの評価による。  
評価項目は別途定める。
- (2) 基準 提案書の特定は、評価項目による評価の結果、委員の評価点数の合計が最も高い者を最優秀者とする。

## 7. プロポーザル参加申込書等の作成様式及び問合せ先

### (1) プロポーザル参加申込書等の作成様式

- ① プロポーザル参加申込書（別記様式第1号）
- ② 参加資格要件確認表（様式第1号）
- ③ 企業概要調書（様式第2号）
- ④ 企業の業務実績（様式第3号）
- ⑤ 予定技術者の配置（様式第4号）

### (2) 問合せ先

渡良瀬川及び利根川架橋促進協議会事務局（館林市政策企画部企画課）  
〒374-8501 群馬県館林市城町1番1号  
TEL 0276-47-5103（直通） FAX 0276-72-3297  
E-mail kikaku@city.tatebayashi.gunma.jp

## 8. プロポーザル参加申込書等の提出期限、提出場所、提出方法及び問合せ先等

- (1) 提出期限 令和8年6月9日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所 7（2）と同じ
- (3) 提出方法 ・持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達記録が残る方法に限る。  
ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。  
・持参による場合は、館林市の休日を定める条例（平成元年館林市条例第16号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時30分から午後5時まで提出すること。  
・電子データは、メールにて期限までに提出すること。
- (4) 提出部数 プロポーザル参加申込書等の提出部数は、紙ベース1部及び電子データ（PDF形式：提出書類一式を1つにまとめたデータ）とする。
- (5) 問合せ先 7（2）と同じ

## 9. プロポーザル参加申込者の選定及び非選定に関する事項

プロポーザル参加申込書の添付書類により、本プロポーザルの参加資格を満たす者であるかを確認し、その結果を次のとおり通知する。なお、参加申込者が多数の場合は、評価基準に基づき、上位3者（選定枠内の最下位得点者が複数の場合は、その者全てを選定する。）を上限として選定する。

- (1) 確認を行った結果、参加者として選定された場合は、選定された旨を書面（参加資格確認結果通知書（別記様式第2号））により通知する。参加資格確認結果通知書を受けた者は、プロポーザル参加意思確認書（別記様式第4号）を提出期限までに提出すること。なお、プ

ロポーザル参加意思確認書の提出場所及び提出方法は、以下のとおり。

- ① 提出場所 7 (2) と同じ
- ② 提出方法 電子データ (PDF形式) での提出に限る。

(2) 確認を行った結果、非選定となった場合は、選定されなかった旨を書面 (参加資格確認結果通知書 (別記様式第2号)) により通知する。

(3) 上記 (2) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日 (休日を含まない。) 以内に書面 (プロポーザル結果通知書についての説明請求書 (別記様式第7号)) により、非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求書の提出場所及び提出方法は、以下のとおり。

- ① 提出場所 7 (2) と同じ
- ② 提出方法 電子データ (Word形式) での提出に限る。

(4) 上記 (3) の説明請求があった場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日 (休日を含まない。) 以内に回答するものとする。

## 10. 提案書類の作成様式、記載上の留意事項

### (1) 提案書

提案書 (別記様式第5号) を添えて、次の書類を作成すること。

- ① 技術提案書 ②見積書

### (2) 技術提案書の内容

#### ① 技術提案書

技術提案書は、任意様式、A3版横2ページ、文字サイズは12ポイント以上とする。ただし、挿入する図、表及びグラフ等については文字サイズを問わないものとする。企業名の記載、押印等は正本のみに行い、副本については、参加資格確認結果通知書に記載された呼称を表紙の右上に記載 (ゴシック体、文字サイズ20ポイント) し、その他提出者を識別することができる内容 (具体的な会社名や記号等) は記載しないこと。

なお、技術提案書の内容については、(別表1) 提案書等の評価項目を考慮しながら、「1. 業務概要 (4) 技術提案 (評価テーマ)」で求める内容並びに「仕様書 11 業務内容」を踏まえて分かりやすく具体的に記載し、下記②見積書の金額に追加費用を伴わず実施するものであること。

#### ② 見積書

見積書 (内訳含む) を次の提案限度額を踏まえ作成し、提出すること。

提案限度額 26, 191 千円 (消費税及び地方消費税を含む)

### (3) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- ① 資料名：
  - ・渡良瀬川及び利根川架橋促進協議会が令和7年度に作成した「渡良瀬川及び利根川への架橋実現に向けて【研究会報告書】」
  - ・佐野市が令和5年度に発注した「南部地域道路網調査検討業務委託」報告書
  - ・館林市が令和5年度に発注した「東部地域道路網検討業務委託」報告書
- ② 閲覧場所：7 (2) と同じ

③ 閲覧期間：令和8年5月27日（水）から令和8年6月9日（火）

④ 閲覧を希望する場合には、事前に②まで連絡するものとする。

(4) 問合せ先 7（2）と同じ

### 1 1. 提案書の提出期限、提出場所、提出方法及び問合せ先等

(1) 提出期限 令和8年7月22日（水）午後5時（必着）

(2) 提出場所 7（2）と同じ

(3) 提出方法 8（3）と同じ

(4) 提出部数

提案書の提出部数は、10（1）①を正本紙ベース1部及び副本電子データ（PDF形式）、10（1）

②を紙ベース1部及び電子データ（PDF形式）とする。

(5) 留意事項

提案に係る費用は参加事業者の負担とし、提出された提案書は返却しないものとする。なお、提案書は、提出者に無断で使用することはない。ただし、候補者の選定作業に必要な範囲で複製する場合がある。

(6) 問合せ先 7（2）と同じ

### 1 2. 実施要領等に対する質問書の提出期限、提出方法、提出場所及びその回答方法

(1) 質問の内容

質問の内容は、本実施要領及び提案書の作成に係るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 提出期間

令和8年5月27日（水）午前8時30分から

令和8年6月2日（火）午後5時まで

(3) 提出場所 7（2）と同じ

(4) 提出方法 9（3）②と同じ

質問は、質問・質問回答書（様式第5号）の様式を用いること。

(5) 回答方法

令和8年6月5日（金）午後5時までに館林市ホームページに受け付けた質問に対する回答を掲載する。なお、質問に対して電話等の対応も含め個別回答は一切行わない。

### 1 3. プレゼンテーション

(1) 日 程

令和8年7月下旬～8月上旬予定。詳細な日時・場所については、別途通知する。

(2) 実施方法

① プレゼンテーション15～20分程度、質疑応答10分程度を目安としている。詳細な時間については、別途通知する。

② プレゼンテーションは非公開とする。

③ プレゼンテーションの実施にあたり、電子機器を利用して行うことは可とする。

なお、必要機材のうち、スクリーン、プロジェクター、接続ケーブル、延長ケーブルは事

事務局が用意し、その他パソコン等は各自持参すること。

- ④ プレゼンテーションを実施する際に、技術提案書に記載されている技術提案内容を補足する資料の提示は認める。また、プレゼンテーションでの説明内容については、技術提案書の一部として取り扱い、見積書の金額に追加費用を伴わず実施するものとする。ただし、技術提案書に記載のない新たな技術提案の追加は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションは、配置予定技術者（主任技術者（管理技術者）・主担当技術者）が必ず出席することとし、説明は配置予定技術者が行う。なお、プレゼンテーション出席者は、配置予定技術者のほか、機器操作者を含む3名までとし、プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧（様式第6号）により参加者の役割及び氏名を提案書提出時に電子データ（PDF形式）にて届け出ること。
- ⑥ プレゼンテーション当日に事前の連絡がなく、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

#### 1 4. 提案書を特定するための評価基準

提案書の特定は、館林市プロポーザル方式実施要綱に準拠し設置した、新たな架橋を含む広域幹線道路整備効果検討業務委託評価委員会（以下「委員会」という。）において、提出された提案書に対する審査により実施する。

##### (1) 評価基準

委員の評価項目、評価の視点及び配点は次のとおりとする。

審査項目	評価項目	配点	評価基準
参加申込書	企業評価等	25点	別表1
提案書	実施方針	20点	
	実施工程・体制		
プレゼンテーション	技術提案内容	45点	
	プレゼンテーション	10点	
合計		100点	

##### (2) 順位の確定方法

提案書の特定は、評価項目による評価の結果、委員の評価点数の合計が最も高い者を最優秀者とする。最も高い評価点数を獲得した提案者が複数の場合（同点の場合）は、次の①、②の選考過程により順位を決定し、最優秀者とする。

なお、提案者が1社のみの場合については、基準点を満たした場合に最優秀者とする。

- ① (1) 「評価基準」の「技術提案内容」の合計点数が最も高い者
- ② ①に該当する者が複数ある場合は、見積額が最も低い者

##### (3) 基準点

合計配点の60%以上の得点とする。

#### 1 5. 提案書の特定及び非特定に関する事項

- (1) 提出した提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面（評価結果通知書（別記様式第6号））により通知する。

- (2) 提出した提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面（評価結果通知書（別記様式第6号））により通知する。
- (3) 上記（2）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面（プロポーザル結果通知書についての説明請求書（別記様式第7号））により、非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求書の提出場所及び提出方法は、以下のとおり。
- ① 提出場所 7（2）と同じ
  - ② 提出方法 9（3）②と同じ
- (4) 上記（3）の説明請求があった場合は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に回答するものとする。

## 16. 評価結果の公表及び方法

公表の方法は、館林市ホームページでの掲載及び渡良瀬川及び利根川架橋促進協議会事務局（館林市政策企画部企画課）での閲覧とする。

## 17. 契約に関する事項

### (1) 見積徴取の相手方としての特定

委員会の審査により提出された提案書が最優秀となった者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積徴取の相手方として特定するとともに、提案書に基づき業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で、館林市財務規則に定める手続きに準拠し契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を見積徴取の相手方として再特定するものとする。なお、参加申込者が1者の場合であっても評価を実施し、その提案が評価基準を満たすと認められる場合は、その事業者を受託候補者とする。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に該当することとなったとき
- ② 最優秀者が、指名停止措置要綱等に基づく指名停止を受けることとなったとき
- ③ 最優秀者が、特定後に本実施要領に掲げる失格事項に該当して、失格となったとき
- ④ 最優秀者からの見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- ⑤ 最優秀者が、本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑥ その他の理由により最優秀者と本業務委託契約の締結が不可能となったとき

### (2) 委託契約金額

新たな架橋を含む広域幹線道路整備効果検討業務委託の契約金額は、本業務委託に係る予算の範囲内とする。なお、契約保証金は免除する。

### (3) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、契約者が本実施要領に定める失格事項に該当していたことが明らかになった場合には、契約を解除することがある。

### (4) 支払い条件

支払いは業務完了後一括払いとする。受注者は業務完了後速やかに完了検査を受け、委託料を請求するものとする。

## 18. 参加者の失格

- (1) 参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出したプロポーザル参加申込書及び提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。
- ① 提案書が提出期限までに提出されなかった場合
  - ② 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合
  - ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ④ 本実施要領4に定める参加資格要件を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
  - ⑤ 提出した見積書の金額が提案限度額を超えた場合
  - ⑥ その他本実施要領の定めを違反した場合
  - ⑦ 本件に関して不正あるいは公平を欠く行為等があった場合
- (2) 失格要件に該当した者に対しては、本業務に係る提案を行うことができない旨を書面（参加資格喪失通知書（別記様式第8号））により通知する。

## 19. その他の留意事項

- (1) 期限までにプロポーザル参加意思確認書を提出していない者は、提案書を提出することはできないものとする。
- (2) プロポーザル参加申込書及び提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) プロポーザル参加申込書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザル参加申込書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うこともある。
- (4) 提出されたプロポーザル参加申込書及び提案書は返却しないものとする。なお、提出されたプロポーザル参加申込書及び提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用することはない。ただし、事務局は本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提案書の複製、記録及び保存等を行う。
- (5) 本実施要領に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

(別表1) 提案書等の評価配点及び評価基準(1/2)

## 【評価配点表】

審査項目	配点
参加申込書	25
提案書・プレゼンテーション	75
合計	100

## 【参加申込書】

評価項目	評価の内容	評価基準	評価点	配点	
企業評価等	組織の業務実績	2016年(平成28年)4月1日から告示日までに、国又は地方公共団体が発注する同種業務を完了した実績について以下のいずれかで評価する。			
		A:実績が3例以上	4	4	
		B:実績が2例以上	2		
		C:実績が1例	0		
		D:実績が無い	参加資格なし		
	主任技術者(管理技術者)業務実績・保有資格	保有資格について、以下のいずれかで評価する。			4
		A:技術士(総合技術管理部門(建設-都市及び地方計画)または建設部門(都市及び地方計画))の資格を有する、かつ技術士((総合技術管理部門(建設-道路)または建設部門(道路))資格を有する。	4		
		B:技術士(総合技術管理部門(建設-都市及び地方計画)または建設部門(都市及び地方計画))の資格を有する。	2		
		C:技術士((総合技術管理部門(建設-道路)または建設部門(道路))資格を有する。	0		
		D:上記BまたはCいずれの資格も有しない。	参加資格なし		
		2016年(平成28年)4月1日から告示日までに、国又は地方公共団体が発注する同種業務を完了した実績について以下のいずれかで評価する。			5
		A:実績が3例以上	5		
		B:実績が2例	3		
		C:実績が1例	1		
		D:実績が無い	0		
	主担当技術者業務実績・保有資格※	保有資格について、以下のいずれかで評価する。			6
		A:技術士(総合技術管理部門(建設-都市及び地方計画)または建設部門(都市及び地方計画))の資格を有する、かつ技術士((総合技術管理部門(建設-道路)または建設部門(道路))資格を有する。	6		
		B:技術士(総合技術管理部門(建設-都市及び地方計画)または建設部門(都市及び地方計画))の資格を有する。	4		
		C:技術士((総合技術管理部門(建設-道路)または建設部門(道路))資格を有する。	2		
		D:上記BまたはCいずれの資格も有しない。	0		
	2016年(平成28年)4月1日から告示日までに、国又は地方公共団体が発注する同種業務を完了した実績について以下のいずれかで評価する。			6	
	A:実績が3例以上	6			
	B:実績が2例	4			
	C:実績が1例	2			
	D:実績が無い	0			
小計				25	

※主任技術者(管理技術者)が主担当技術者を兼務する場合の評価点については、主任技術者(管理技術者)の業務実績のみで評価を行う。また、照査技術者が仕様書5主任技術者(管理技術者)並びに照査技術者の選任等において求める資格を有しない場合は「参加資格なし」とする。

提案書等の評価配点及び評価基準（2/2）

【提案書・プレゼンテーション】

評価項目	評価の内容	評価基準	配点
実施方針 実施工程・体制	業務理解度	業務目的や業務内容を理解した技術提案書となっているか	5
	実施手順	手順を示す実施フロー、工程が妥当なものとなっているか	5
	実施体制	業務内容を踏まえた業務執行従事者（保有資格、従事部門の経歴、同種業務実績、手持ち業務※1、その他経歴）の適正な配置体制並びに社外協力企業やアドバイザー等の協力体制が整っているか ※1 契約金額（税込）500万円以上（令和8年6月30日時点）	10
	小計		20
技術提案内容①	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高いものになっているか	5
		着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高いものとなっているか	5
		現在の社会情勢を把握し将来を見据えたものになっているか	5
	実現性	提案内容に説得力があるか 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されているか	5
技術提案内容②	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高いものになっているか	5
		着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高いものとなっているか	10
		現在の社会情勢を把握し将来を見据えたものになっているか	5
	実現性	提案内容に説得力があるか 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されているか	5
	小計		45
プレゼンテーション	説明内容の適格性、説明のわかりやすさ、質問に対する的確な回答		10
小計			75

評価	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
配点：10点	10	8	6	2	0
配点：5点	5	4	3	1	0